

沖縄県沖縄海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件（
共同第01号	伊是名漁業協同組合 伊平屋村漁業協同組合	伊是名島及び伊平屋島 周辺を囲んだ沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、イの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.869500度東経127.928520度の点 ロ 北緯26.891720度東経127.893570度の点 ハ 北緯26.978370度東経127.866920度の点 ニ 北緯27.110630度東経128.005630度の点 ホ 北緯27.121050度東経128.051170度の点 ヘ 北緯26.900780度東経127.972280度の点 イ 北緯26.869500度東経127.928520度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業	ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ゾウエビ漁業 ナマコ漁業 シャコガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 マガキガイ漁業 サザエ漁業 固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	伊平屋村及び伊是名村	—
共同第02号	国頭漁業協同組合	国頭村と大宜味村との境界線から、辺戸岬、東海岸を経て東村と名護市との境界線により囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.717190度東経128.154760度の点 ロ 北緯26.730670度東経128.129050度の点 ハ 北緯26.884240度東経128.243810度の点 ニ 北緯26.886020度東経128.299750度の点 ホ 北緯26.752190度東経128.371710度の点 ヘ 北緯26.555160度東経128.198250度の点 ト 北緯26.592750度東経128.128520度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業 第二種共同漁業	ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ゾウエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 シャコガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 サザエ漁業 固定式刺網漁業 かご網漁業	1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	国頭村及び東村	—
共同第03号	名護漁業協同組合 本部漁業協同組合 今帰仁漁業協同組合 羽地漁業協同組合	大宜味村と国頭村の境界線から、水納島、瀬底島を含め、名護市と恩納村の境界線により囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.531330度東経127.930470度の点 ロ 北緯26.543730度東経127.900900度の点 ハ 北緯26.564270度東経127.938180度の点 ニ 北緯26.592330度東経127.891170度の点 ホ 北緯26.655530度東経127.774580度の点 ヘ 北緯26.676370度東経127.816480度の点 ト 北緯26.730970度東経127.867070度の点 チ 北緯26.726800度東経127.916770度の点 リ 北緯26.730670度東経128.129050度の点 ヌ 北緯26.717180度東経128.154770度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業 第二種共同漁業	ヒトエグサ漁業 モズク漁業 オゴノリ漁業 ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ゾウエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 シャコガイ漁業 ヒロセガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 マガキガイ漁業 サザエ漁業 固定式刺網漁業 かご網漁業	12月1日から翌年5月31日まで 12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	大宜味村、今帰仁村、本部町及び名護市	—
共同第04号	伊江漁業協同組合	伊江島周辺を囲んだ沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.689050度東経127.713270度の点 ロ 北緯26.776660度東経127.665000度の点 ハ 北緯26.730960度東経127.867060度の点 ニ 北緯26.676360度東経127.816480度の点 ホ 北緯26.655530度東経127.774580度の点 イ 北緯26.689050度東経127.713270度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業	モズク漁業 ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ゾウエビ漁業 ナマコ漁業 シャコガイ漁業 ヒロセガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 マガキガイ漁業 サザエ漁業 固定式刺網漁業	12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	伊江村	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件()
共同第05号	名護漁業協同組合	名護市と東村との境界線から宜野座村と名護市との境界線により囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.592750度東経128.128520度の点 ロ 北緯26.555160度東経128.198250度の点 ハ 北緯26.465870度東経128.040540度の点 ニ 北緯26.509800度東経127.997620度の点	第一種共同漁業 第一種						

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件()
共同第09号	沖縄市漁業協同組合 南原漁業協同組合	うるま市勝連内間に設けられた点から沖縄市と北中城村との境界線により囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.305470度東経127.899680度の点 ロ 北緯26.229290度東経127.872550度の点 ハ 北緯26.292900度東経127.844710度の点 ニ 北緯26.304580度東経127.828550度の点	第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業 第二種共同漁業	モズク漁業 ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ソウリエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 ジャコガイ漁業 ヒロセガイ漁業 タカセガイ漁業 マガキガイ漁業 サザエ漁業 ホソソジイミガイ漁業 リュウキュウサルボウ漁業 固定式刺網漁業 かこ網漁業	12月1日から翌年7月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	うるま市勝連南風原、宇赤野、宇赤道、宇安慶名、宇西原、宇上江洲、宇宇堅、宇江洲、宇栄野比、宇大田、宇兼道段、宇川崎、宇川田、宇喜屋武、喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁目、宇具志川、宇昆布、宇塩屋、宇州崎、宇平良川、宇高江洲、宇田場、宇天願、宇豊原、宇仲嶺、宇前原、みどり町一丁目、みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目、みどり町六丁目及び宇宮里並びに沖縄市	
共同第10号	与那原・西原町漁業協同組合 佐敷中城漁業協同組合	沖縄市と北中城村との境界線から南城市佐敷字仲伊保と南城市知念字久原との境界線により囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.304580度東経127.828550度の点 ロ 北緯26.292900度東経127.844710度の点 ハ 北緯26.272150度東経127.872550度の点 ニ 北緯26.213190度東経127.824070度の点 ホ 北緯26.213480度東経127.805690度の点 ヘ 北緯26.186990度東経127.799050度の点	第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業 第二種共同漁業	ヒジキ漁業 ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ソウリエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 ジャコガイ漁業 サザエ漁業 バイガイ漁業 固定式刺網漁業 かこ網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	北中城村、中城村、西原町、与那原町並びに南城市佐敷字伊原、宇小谷、宇兼入、宇佐敷、宇新聞、宇新里、宇津波古、宇手登根、宇仲伊保、宇富崎崎及び宇屋比久	
共同第11号	知念漁業協同組合	南城市知念字久原と南城市佐敷字仲伊保との境界線から久高島を含めて南城市と八重瀬町との境界線に囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.186990度東経127.799050度の点 ロ 北緯26.213480度東経127.805690度の点 ハ 北緯26.211680度東経127.914730度の点 ニ 北緯26.210490度東経127.984380度の点 ホ 北緯26.146470度東経127.91340度の点 ト 北緯26.090070度東経127.784850度の点 チ 北緯26.129410度東経127.760340度の点	第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業 第二種共同漁業	ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ソウリエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 ジャコガイ漁業 ヒロセガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤッコガイ漁業 サザエ漁業 バイガイ漁業 固定式刺網漁業 かこ網漁業	1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	南城市知念字志喜屋、宇山里、宇具志堅、宇知念、宇吉富、宇久手壁、宇安産真、宇知名、宇海野、宇久原及び宇久高並びに玉城宇親鳳原、宇垣花、宇仲村集、宇首名、宇玉城、宇中山、宇英山、宇志堅原、宇堀川、宇富里、宇嵩山、宇鹿嘉部、宇糸数、宇喜良原、宇船越、宇愛地及び宇前川	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件（
共同第12号	勝連漁業協同組合 与那城町漁業協同組合 南原漁業協同組合 沖縄市漁業協同組合 佐敷中城漁業協同組合 与那原・西原町漁業協同組合 知念漁業協同組合 港川漁業協同組合	うるま市勝連平敷屋ホ ワイトビーチ側県道8号 線の先端から中城湾内 の平菅根を包含し、うる ま市勝連内間に設けら れた点により囲まれた 沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び 最大高潮時海岸線(ただし、河川部分につい ては第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.303690度東経127.902410度の点 ロ 北緯26.211680度東経127.914730度の点 ハ 北緯26.213190度東経127.824070度の点 ニ 北緯26.305470度東経127.899680度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業 第二種共同漁業	ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ゾウリエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 シャコガイ漁業 ヒロセガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 サザエ漁業 固定式刺網漁業 かこ網漁業	1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	うるま市与那城安勢理、与那城伊計、 与那城池味、与那城上原、与那城中 央、与那城照原、与那城桃原、与那城 西原、与那城磯辺、与那城平宮、与那 城平安座、与那城宮城、与那城屋敷 名、与那城屋平及び与那城並びに勝連 内間、勝連津堅、勝連南風原、勝連 浜、勝連比嘉、勝連平敷屋及び勝連平 安名、沖縄市、北中城村、中城村、西 原町及び与那原町並びに南城市佐敷 字伊原、字小谷、字兼久、字佐敷、字 新聞、字新里、字津波古、字手登根、 字仲伊保、字富祖崎及び字屋比久並び に南城市知念字志喜屋、字山里、字具 志堅、字知念、字吉富、字久手堅、字 安座真、字知名、字海野、字久原及び 字久高並びに玉城字親慶原、字垣花、 字仲村渠、字百名、字玉城、字中山、 字奥武、字志堅原、字堀川、字富里、 字富山、字屋嘉部、字糸数、字喜良 原、字船越、字愛地及び字前川並びに 八重瀬町字具志頭、字新城、字後原、 字大頓、字坡名城、字安里、字与座、 字仲座、字港川及び長毛	—
共同第13号	読谷村漁業協同組合	読谷村と恩納村との境 界線から嘉手納町と北 谷町との境界線により 囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホの各点を順次に結んだ線 及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分につ いては第1橋梁の上流端の線)により囲まれた 区域 イ 北緯26.342580度東経127.745980度の点 ロ 北緯26.341850度東経127.713530度の点 ハ 北緯26.446750度東経127.694670度の点 ニ 北緯26.451930度東経127.734580度の点 ホ 北緯26.422130度東経127.741970度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業	ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ゾウリエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 シャコガイ漁業 ヒロセガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 マガキガイ漁業 サザエ漁業 固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	読谷村及び嘉手納町	—
共同第14号	北谷町漁業協同組合	北谷町と嘉手納町との 境界線から北谷町と宜 野湾市との境界線によ り囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次に結んだ線及び 最大高潮時海岸線(ただし、河川部分につ いては第1橋梁の上流端の線)により囲まれた区域 イ 北緯26.295020度東経127.757100度の点 ロ 北緯26.305180度東経127.702920度の点 ハ 北緯26.341850度東経127.713530度の点 ニ 北緯26.342580度東経127.745980度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業	ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ゾウリエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 シャコガイ漁業 タカセガイ漁業 マガキガイ漁業 サザエ漁業 アサリ漁業 固定式刺網漁業	1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	北谷町	—
共同第15号	浦添宜野湾漁業協同組合 那覇地区漁業協同組合 那覇市沿岸漁業協同組合	宜野湾市と北谷町との 境界線から那覇市と翌 見城市との境界線によ り囲まれた沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの各点を順次に結ん だ線及び最大高潮時海岸線(ただし、河川部分 については第1橋梁の上流端の線)により囲ま れた区域 イ 北緯26.177020度東経127.651570度の点 ロ 北緯26.179530度東経127.644270度の点 ハ 北緯26.177120度東経127.608870度の点 ニ 北緯26.227770度東経127.601180度の点 ホ 北緯26.305180度東経127.702920度の点 ヘ 北緯26.295020度東経127.757100度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業 第二種共同漁業	ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ゾウリエビ漁業 ナマコ漁業 タコ漁業 シャコガイ漁業 ヒロセガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 マガキガイ漁業 サザエ漁業 固定式刺網漁業 かこ網漁業	1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	宜野湾市、浦添市及び那覇市	—

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件（
共同第25号	八重山漁業協同組合	波照間島周辺を囲んだ沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 イ 北緯24.039880度東経123.719450度の点 ロ 北緯24.079850度東経123.702570度の点 ハ 北緯24.078120度東経123.815380度の点 ニ 北緯24.038580度東経123.814430度の点 イ 北緯24.039880度東経123.719450度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第二種共同漁業	イセエビ漁業 セミエビ漁業 ソウリエビ漁業 オマコ漁業 シャコガイ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 サザエ漁業 固定式刺網漁業	8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石垣市及び竹富町	—
共同第26号	八重山漁業協同組合	仲御神島周辺を囲んだ沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 イ 北緯24.187180度東経123.552700度の点 ロ 北緯24.195080度東経123.536670度の点 ハ 北緯24.205120度東経123.546700度の点 ニ 北緯24.199630度東経123.573250度の点 ホ 北緯24.194570度東経123.574520度の点 イ 北緯24.187180度東経123.552700度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業	イセエビ漁業 セミエビ漁業 ソウリエビ漁業 ナマコ漁業 タカセガイ漁業 ヤコウガイ漁業 サザエ漁業	8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	石垣市及び竹富町	—
共同第27号	与那国町漁業協同組合	与那国島周辺を囲んだ沿岸水域	次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、イの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域 イ 北緯24.434130度東経122.904020度の点 ロ 北緯24.455780度東経122.918770度の点 ハ 北緯24.494430度東経123.005170度の点 ニ 北緯24.494120度東経123.046880度の点 ホ 北緯24.466470度東経123.078980度の点 ヘ 北緯24.437150度東経123.039880度の点 ト 北緯24.421730度東経122.983730度の点 イ 北緯24.434130度東経122.904020度の点		第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業 第一種共同漁業	ウニ漁業 イセエビ漁業 セミエビ漁業 ソウリエビ漁業 シャコガイ漁業 ヤコウガイ漁業	1月1日から12月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 8月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 9月1日から翌年5月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	与那国町	—